

## 新潟市水道局要綱で定める様式における敬称の取扱の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市水道局要綱で定める様式(以下「様式」という。)の敬称の取扱いについて、当該新潟市水道局要綱の特例を定めるものとする。

(敬称に関する特例)

第2条 様式の敬称の取扱については、様式の規定にかかわらず、次に定めるとおりとする。

(1) 新潟市水道事業管理者その他新潟市水道局の機関(以下「管理者等」という。)が発する文書の敬称には、様を用いる。

(2) 管理者等が収受する文書は、その様式中に敬称を用いず、(宛先)を冠し、管理者等の機関名のみを表記する。

附 則

(施工期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の第1条に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。